

平成31年3月22日

懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分を行ったので「埼玉西部消防組合職員の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、公表します。

記

- 1 被処分者
所沢東消防署 消防副士長（28歳 男性）
- 2 処分の種類
懲戒処分 停職6月
- 3 処分発令日
平成31年3月22日
- 4 処分の理由
地方公務員法違反
- 5 事案の概要
平成31年3月、職場内において同僚の金品等を窃取したものである。

問合せ先

埼玉西部消防局企画総務部総務課
粕谷、大館

電話 04-2929-9120